

# 対EU輸出水産食品の現状と課題

平成25年10月30日  
大日本水産会  
品質管理部  
田口博人

# 対米輸出水産食品に係る経緯

- 平成9年12月18日から米国は自国に輸入する水産食品にHACCP管理を要求
- FDAの水産食品HACCP規則に基づき、「大日本水産会も厚生労働省と同じ並びで証明書を発行できる」ことが判明
- 大日本水産会で対米水産輸出関係者を対象にHACCP講習会・水産加工施設の認定開始

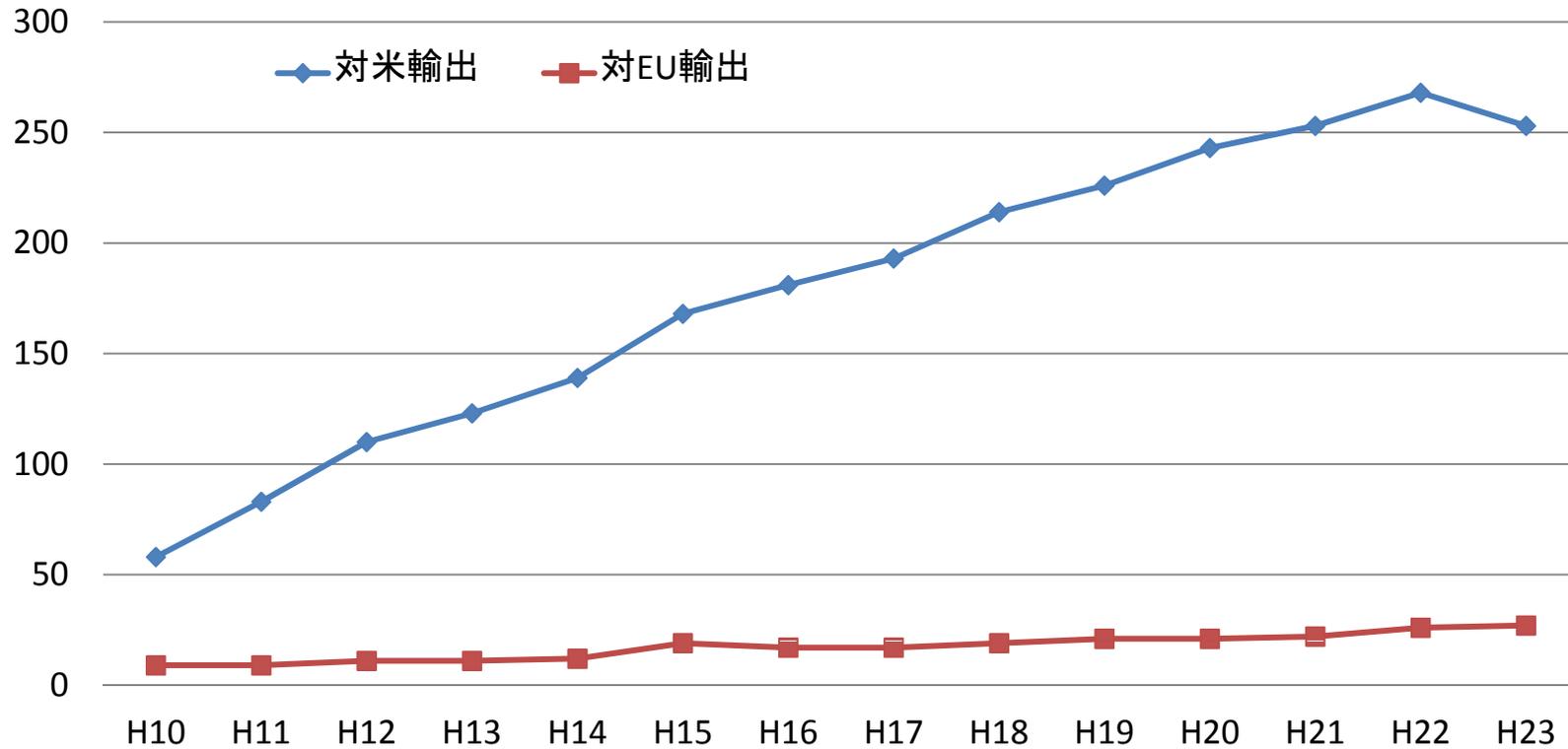
# 対EU輸出水産食品に係る経緯

- 平成7年3月EUによる水産加工施設等の査察
  - HACCPによる管理が行われていないなどの指摘
  - ホタテについてはEUの定める要件に不適合
  - 平成7年4月にEUはホタテの輸入禁止
  - 平成15年3月ホタテ輸出再開
  - 「対EU輸出水産食品の取り扱い要領」の改訂
  - 平成17年9月錦鯉査察(現場で査察は中止)
- ※対EU輸出水産食品に係る認定・登録は国のみ  
実際は国が関与することで地方自治体で実施

# 漁船、市場、養殖場、加工場の登録 又は認定の有無

	漁船の登録	市場の登録	養殖場の登録	加工場の認定
米国に輸出	×	×	×	○
EUに輸出	○	○	○	○
EU輸出に関 連し、我が国で 登録又は認定 を行う者	都道府県知事 (水産庁長官)	都道府県知事 保健所設置市 長 特別区長	都道府県知事 (水産庁長官)	都道府県知事 保健所設置市 長 特別区長

# HACCP認定施設の推移



年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
対米輸出	58	83	110	123	139	168	181	193	214	226	243	253	268	253
対EU輸出	9	9	11	11	12	19	17	17	19	21	21	22	26	27

日本 27施設 ÷ 17年 = 1.6施設

インドネシア 170施設 ÷ 12年 = 14.2施設

## 米国に水産食品を輸出する場合

- 米国輸入業者の検証(水産食品HACCP規則123.12)
- 覚書(MOU)締結国からの輸入
- 覚書(MOU)非締結国からの輸入
- **製品仕様書と次の6通りのいずれか。**
  - ①HACCPと一般的衛生管理のモニタリング記録
  - ②外国の検査官庁又は能力ある第3者機関の証明書(厚生労働省、大日本水産会の証明書)
  - ③米国輸入業者が外国の加工業者の施設を定期的に検査
  - ④輸入水産食品のHACCPプラン及び水産食品HACCP規則が守られているという保証書
  - ⑤輸入された水産食品の定期的な検査とHACCP規則に従って加工されたことの保証書
  - ⑥HACCP規則の遵守と同等の保証レベルを提供するその他の適切な検証方法

# 対EU輸出水産食品に係る認定加工施設

区分	水産食品の内容等	施設数	認定者
1	冷凍ホタテ貝柱・卵付き	7	北海道⑥、青森市①
2	精製油	5	函館市①、茨城県②、宇都宮市① 岡山市①
3	魚肉ねり製品	6	千葉県①、大阪市①、姫路市③ 広島市①
4	冷凍サバ・サメブロック	2	茨城県①、静岡市①
5	冷凍ハマチフィレーなど	4	愛媛県①、熊本県①、宮崎県①、鹿児島県①
6	冷凍食品	1	宮城県①
7	冷凍・冷蔵	2	北海道①、広島県①
8	原料保管庫	1	江東区①

厚生労働省資料「対EU輸出水産食品取扱認定施設」を基に作成

## 「認定施設」とは

「認定施設」とは、食品事業者の施設について都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として認定した加工船及び処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設。  
ただし、「登録施設等」及び「温度管理を必要としない製品保管のみを行う施設」は除く。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成25年7月） P2

## 「登録施設等」とは

「登録施設等」とは、食品事業者の施設について、都道府県知事等がその構造設備、施設の衛生管理等を審査し、EUに水産食品を輸出することが可能な施設として登録した**産地市場、消費地市場、養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船をいう。**

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成25年7月） P2

## 「EU向け冷凍船」とは

「EU向け冷凍船」とは、冷凍船のうち、漁獲物を日本に陸揚げせず直接EUに輸出する、又はEUに輸出することを目的としてEU以外の海外に漁獲物を輸出するために水産物を漁獲する漁船(加工船及び養殖場で使用される漁船を除く。)をいう。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領(平成25年7月) P2

## 「加工船」とは

「加工船」とは、船上で水産物を切り身、薄切り、皮剥、殻剥、細切等の加工をした後、包装又は梱包し、必要に応じて冷蔵又は冷凍を行う船をいう。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成25年7月） P2

## 「生産漁船」とは

「生産漁船」とは、対EU輸出水産食品を取り扱う漁船のうち、EU向け冷凍船、加工船及び養殖場で使用される漁船以外のものをいう。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成25年7月） P2

# 「養殖場等」とは

「養殖場等」とは、養殖用のいけす等、養殖場で使用される漁船及び陸揚げ地をいう。

出典：対EU輸出水産食品の取扱要領（平成25年7月） P2

## 対EU輸出水産食品に係る各国の認定加工施設数等

国名	米国	中国	インド	タイ
認定加工施設数	947	567	237	290
認定者	FDA (NOAA)	—	商業省	水産局
国名	インドネシア	韓国	スリランカ	日本
認定加工施設数	170	64	29	28
認定者	海洋水産省	農林水産食品部	—	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

(注)加工施設の認定の実務は、NOAA(米国海洋大気漁業局)が実施

## 対EU輸出水産食品取扱施設等認定又は登録の実績

区 分	認定又は登録の実績
水産加工施設認定数	28
加工船の認定	0
市場登録	0
冷凍漁船登録	106
生産漁船登録	338
養殖場登録	71

対EU輸出水産食品に係る各国のHACCP認定加工場数等  
(加工場数 順位1～11)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
1	米国	947	83	89	0
2	カナダ	627	38	0	0
3	中国	567	7	172	0
4	ベトナム	393	0	0	0
5	モロッコ	358	0	348	0
6	タイ	290	0	0	0
7	インド	237	0	0	3
8	ペルー	195	3	0	0
9	チリー	174	16	0	55
10	インドネシア	170	0	7	0
11	アルゼンチン	142	53	161	12

対EU輸出水産食品に係る各国のHACCP認定加工場数等  
(加工場数 順位12~22)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
12	チュニジア	107	0	106	0
13	ニュージーランド	91	15	39	60
14	トルコ	86	0	3	0
15	ロシア	79	135	160	0
16	オーストラリア	77	199	4	37
17	バングラデッシュ	75	0	0	0
18	イラン	70	0	15	0
19	クロアチア	69	0	0	18
20	ブラジル	66	20	0	4
21	大韓民国	64	108	158	4
22	セネガル	61	0	77	0

対EU輸出水産食品に係る各国のHACCP認定加工場数等  
(加工場数 順位23～32)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
23	エクアドル	60	0	40	0
24	グリーンランド	58	13	4	4
25	南アフリカ	51	22	188	9
26	モーリタニア	44	0	89	0
27	メキシコ	42	0	21	0
28	フィリピン	36	0	46	3
29	台湾	34	0	133	0
30	スリランカ	29	0	0	0
31	マダガスカル	27	0	42	5
32	アルジェリア	27	7	0	0
33	日本	25	0	109	2

対EU輸出水産食品に係る各国のHACCP認定加工場数等  
 (加工場数 順位34~44)

順位	国名	加工場	加工船	冷凍船	冷蔵庫
34	ナミビア	25	38	19	2
35	マレーシア	23	0	0	0
36	オマーン	21	0	0	0
37	ウガンダ	20	0	0	3
38	ヴェネズエラ	19	0	17	0
39	パナマ	17	7	54	1
40	イエメン	16	0	0	0
41	タンザニア	15	0	0	0
42	アルバニア	15	0	0	0
43	ガーナ	13	0	28	0
44	ミャンマー	13	0	0	0

対EU輸出水産食品に係るHACCP認定加工場数は、日本の衛生管理のレベルからすれば少なすぎるのではないか。

インターネットでEUに水産物を輸出している国・地域の対EU輸出にかかる水産加工施設、加工船、冷凍船の数が検索できることが判明

- ・水産加工施設数においては、日本は33位で、米国、カナダ、中国、ベトナム、モロッコ、タイ、インド、ペルー、インドネシア、チリー、トルコ、バングラデッシュ、クロアチア、大韓民国、エクアドル、南アフリカ、フィリピン、台湾、マダガスカル、スリランカなどより少ない。

# 米国と我が国における食中毒死者と対EU輸出水産食品に係る加工施設認定数

	食中毒による死者(年間)	加工施設認定数
米国	3,000人 (米国、食品安全強化法資料)	948
日本	0人~数人	28

米国の食中毒による死者数及び米国の水産加工施設の衛生管理の状況からすれば、我が国の加工施設認定数28は、余りにも少なすぎるのではないか。

※米国の水産加工施設の衛生管理の状況は次のスライド

## 米国の水産加工場の衛生管理状況等

- 水産加工場の床の高さは地面と同じ
- 水産加工場には簡単に出入ができる。
- 従業員は、自宅からの服装のまま作業
- 素手でフィレやパン粉の取り扱いに従事
- 工場内の仕切りはないかあっても簡易的な仕切り
- エアーシャワはない。(エアーシャワは、日本だけか)
- (外見は立派な工場だが、・・・・・・・・・・)

# 米国食品安全強化法

## 1.米国食品安全強化法の制定の背景

- ①食中毒患者が毎年4800万人発生、12万人が入院、**3000人が死亡**。
- ②FDA(米国食品医薬品局)には強制的リコール権がないなど権限及び体制が十分でない。

## 2.食品安全強化法の基本的な枠組み

- ①事後的対応から予防措置へのシフト②検査の強化
- ③輸入食品への対応強化

## 3.食品安全強化法に関する情報

### ①JETRO

米国食品安全強化法の概要及び分析(2011年10月)

[http://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/reports/07000726](http://www.jetro.go.jp/world/n_america/reports/07000726)

# 対EU輸出水産食品の取扱要領

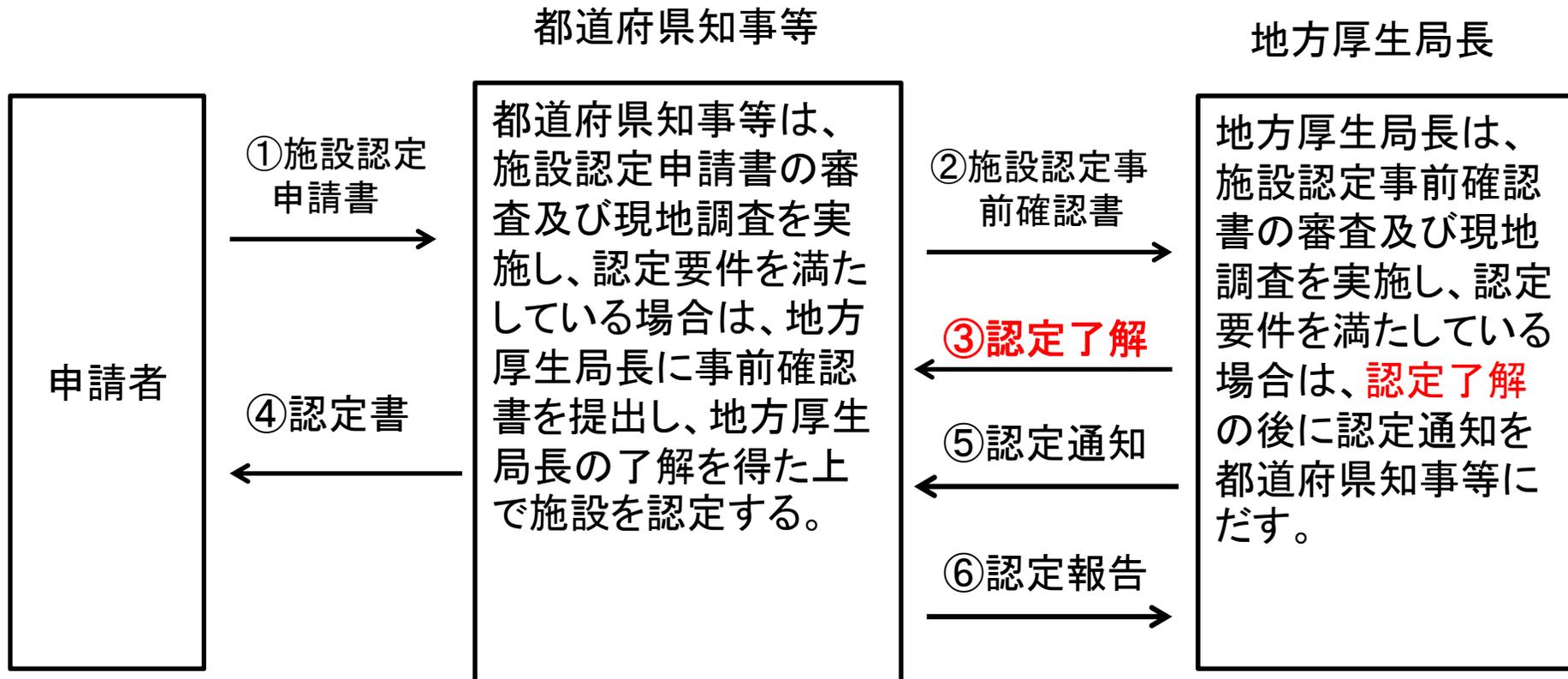
平成25年5月

厚生労働省医薬食品局食品安全部

農林水産省消費・安全局

水 産 庁

## 申請書提出から認定・報告までの流れ(加工施設)



(注1) 都道府県知事等とは、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長

(注2) 対EU輸出水産食品の取扱要領 P4-5を基に作成

(注3) ③認定了解の様式は、「対EU輸出水産食品の取扱要領」にはない。

(注4) 通常は、「⑤認定通知→④認定書」ではないか。

(注5) 当初は、地方厚生局長……………

## 対EU輸出水産食品取扱施設認定関係書類等

様式区分	文書件名	発信者	発信先
別紙 様式 1	対EU輸出水産食品取扱施設認定申請書	申請者	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長
別紙 様式 2	対EU輸出水産食品取扱施設認定事前確認書	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	〇〇厚生局長
別紙 様式 3	対EU輸出水産食品取扱施設認定書	都道府県知事、 保健所設置市長 特別区長	申請者
別紙 様式 4	対EU輸出水産食品取扱施設認定について	〇〇厚生局長	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

(注)「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき作成

## 対EU輸出水産食品取扱養殖場・漁船登録申請

様式区分	文書件名	発信者	発信先
別紙 様式16	対EU輸出水産食品取扱 <b>養殖場</b> 登録申請書	申請者	都道府県知事
別紙 様式17	対EU輸出水産食品取扱 <b>漁船</b> 登録申請書	申請者	都道府県知事

(注)「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき作成

# 対EU輸出水産食品に係る加工施設の認定者及び 指名食品衛生監視員

区分	都道府県知事	保健所設置市長	特別区長	合計
数	47	69	23	139

認定者数 139の地方自治体の長(外国は、..)  
指名食品衛生監視員数(注1) 約1800人

(注1)平成22年度 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業  
総合推進検討会結果報告 P3

(注2)審査は、主として139の地方自治体に所属する指名食品衛生監視員が行うが、「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づく統一的な審査が可能か。指名食品衛生監視員の教育・訓練は十分できるか。

(注3)米国、タイ、インドネシア、インドでは、国の機関が「対EU輸出水産食品に係る加工施設」の認定を実施。我が国では地方自治体  
が実施。

# 都道府県(47)

## 認定加工施設を有する都道府県

北海道(7)、宮城県(1)、茨城県(3)

千葉県(1)、広島県(1)、愛媛県(1)

熊本県(1)、宮崎県(1)、鹿児島県(1)

(注)カッコ内の数字は認定加工施設数

## 政令指定都市(20)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、  
横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、  
静岡市(1)、浜松市、名古屋市、京都市、  
大阪市(1)、堺市、神戸市、岡山市(1)、  
広島市(1)、福岡市、北九州市、熊本市

(注)カッコ内の数字は認定加工施設数

## 中核市(41)

函館市(1)、旭川市、青森市(1)、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市(1)、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、長野市、富山市、金沢市、岐阜市、豊橋市、大津市、東大阪市、高槻市、豊中市、姫路市(3)、西宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市

(注)カッコ内の数字は認定加工施設数

## 保健所を設置できる政令で定める市(8)

小樽市、八王子市、町田市、藤沢市、四日市市、呉市、大牟田市、佐世保市

## 特別区(東京都23区)

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、  
台東区、墨田区、江東区(1)、品川区、目黒区、  
大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並  
区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、  
足立区、葛飾区、江戸川区、

(注)カッコ内の数字は認定加工施設数

## 地方厚生局一覽(1)

名称	所在地	管轄区域
北海道厚生局	札幌市	北海道
東北厚生局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県 福島県(6県)
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野 県(10都県)
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県(6県)

## 地方厚生局一覽(2)

名称	所在地	管轄区域
近畿厚生局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県 (6府県)
中国四国厚生局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛知県、高知県 (9県)
九州厚生局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8県)

# 食品衛生監視員とは

1. 食品衛生監視員（食品衛生法第30条）  
厚生労働大臣又は都道府県知事等が任命
2. 食品衛生監視員の資格（食品衛生法施行令第9条）
  - ①獣医師、薬剤師、医師、歯科医師
  - ②医学、薬学、歯学、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修めて卒業した者
  - ③その他

## 食品衛生監視員

- 食品衛生監視員数(平成21年度全国)で7,820人
- 専任の食品衛生監視員数 1,343人
- 消費地は、専任の食品衛生監視員が多い。
- 生産地では、多くの仕事を行っている。
  - ①食品衛生監視員 ②狂犬病予防員
  - ③環境衛生監視員 ④産業廃棄物 ⑤その他
- 指名食品衛生監視員は、他の仕事も兼務

## 認定の実務を担う指名食品衛生監視員とは

- **厚生労働省医薬食品局安全部長は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、厚生労働省が実施する講習会を受講された上で適当と認められた場合、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。(保健所を設置する地方自治体からは、地方自治法第245条の2に抵触するのではないかとの疑義……)**

## 指名食品衛生監視員の職務

- ・認定を希望する施設について書類審査及び現場審査
- ・地方厚生局への報告作成・説明
- ・地方厚生局との現場調査
- ・認定後は、製品出荷の立ち会い
- ・4カ月に1回以上の認定済み加工施設の監視及び監視結果の地方厚生局への報告
- ・EU査察の立ち会い、EU査察官の質問への対応
- ・その他の仕事(食品衛生監視員など)

(注) 対EU輸出水産食品に係る水産加工場のある地方自治体は、上記に対応できる指名食品衛生監視員の確保・配置が必要で負担の増加

# インドネシアにおける対EU輸出水産食品 対応等

- 平成7年2月から2年間海洋水産省の前身の水産総局にJICA専門家として在籍、当時は水産総局職員は食品衛生には全く関心を示さず
- 平成12年水産総局を海洋水産省に改組
- 数年前に海洋水産省高官から対EU輸出に係る認定加工場数は136との発言
- 併せて、水産食品は品質・衛生が重要との発言
- 水産食品の輸出・輸入の品質・衛生面での対応は一元的に海洋水産省で実施

## タイ国における対EU輸出水産食品対応等

- 輸出水産物の品質・衛生は一元的に水産局で対応
- 養殖池や輸出関連水産加工場は水産局職員が指導
- タイの対EU輸出水産加工場の区画は日本ほど細かくはない。また、衛生管理のレベルは必ずしも高いとはいえない。
- 人件費の関係もあり、作業は人の手により実施する部分が多い、日系企業も同様（水産加工場では、人は重要な汚染源）
- 養殖エビのトレサビリティは機能
- EU査察に対しては、水産局職員が問題意識をもって対応（女性職員はEU査察官に対し闘志満々、日本と異なるのではないか。）日本では、EU査察の現場対応の主体は、地方自治体に属する指名食品衛生監視員

## 韓国における対EU輸出水産食品対応等

- 国内の水産加工場のHACCP認定は厚生労働省が実施、対EU輸出にかかる水産加工場及び加工船の認定は、農林水産食品部で実施。
- 対EU輸出にかかる水産加工場HACCP認定の取得は国内流通水産加工場のHACCP認定よりも容易であるが、EU輸出のみに限り有効。
- 従業員20人以上の水産加工施設には、HACCP導入を義務化との情報もある。
- 日本で対EU輸出水産加工場のHACCP認定が困難なのは日本国内の問題(韓国担当者の発言)

## 地方自治法の改正

- 平成12年(2000年)の地方自治法の改正により**機関委任事務が廃止され、地方自治体の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。対EU輸出水産食品関係事務は、機関委任事務から自治事務になった。(国と地方自治体の関係に大きな変化が生じた。)**

# 機関委任事務

- 法律又は政令により、国又は他の地方公共団体などから都道府県知事、市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務
  - 「対EU輸出水産食品の取扱要領」の加工場認定事務は、平成7年に定められ、機関委任事務の手法を踏襲している。
  - 平成12年(2000年)の地方自治法の改正により機関委任事務は廃止され、「対EU輸出水産食品に係る事務」は、自治事務となった。

# 法定受託事務

- 本来、国や都道府県が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため法令によって、**国の場合は都道府県、市町村と特別区に、都道府県の場合は市町村と特別区に処理を委任する事務**。前者を第1号法定受託事務、後者を第2号法定受託事務という。**機関委任事務と異なり国の事務ではなく、地方公共団体の事務であり、国と地方公共団体、都道府県と市町村という、互いに独立した行政主体間の協力関係を前提として構成されている。**
  - **第1号法定受託事務(国政選挙、戸籍、旅券交付などの事務)**
  - **第2号法定受託事務(地方選挙などの事務)**

# 自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いた事務

1. 法律・政令により事務処理が義務づけられている事務

例：飲食店営業許可の事務、国民健康保険関係の事務

2. 法律、政令に基づかずに任意でおこなう事務

例：各種助成金等（乳幼児医療費補助など）

## 現行の加工施設認定システムの問題点

1. 現行の「対EU輸出水産食品の取扱要領」は平成7年のEU査察を踏まえて改訂したものが基本となっており、認定システムは機関委任事務の方法を踏襲したものである。
2. 平成12年の地方自治法の改正により、機関委任事務は廃止され、「対EU輸出水産物に関する事務」は、自治事務となった。
3. 加工施設認定の実務を担う地方自治体からは、輸出水産食品に係る事務は地方自治法第2条第2項の地域の事務に当たらないのではないかなどの疑義が提起されている。(地方自治体ではなく、国で行う事務ではないか。)

## 地方自治法

- **地方自治法第2条第2項**

普通地方公共団体は、**地域における事務**及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。

- **地方自治法第245条の2**

普通地方公共団体は、**その事務の処理に関して法律又はこれに基づく政令によらなければ**、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

## 地方公共団体と地方自治体について

- 地方公共団体とは、都道府県や市町村のように、一定の地域を基礎とし、その地域内における住民を構成員として、その地域における行政を行うために、国から分与された自治権を行使することを目的とする団体。多くの法律はこの語（地方公共団体）を用いている。地方自治体・地方自治団体ともいう。

## 加工施設の認定が進まない 場合の地域経済への影響(1)

- 水産加工品は、沿岸域で生産されるものを原料としているものも多く、漁業者、加工業者、運送業者、加工に従事する者など地域の人々の経済に大きな影響を与えるものもある。ホタテの場合は、外国からの需要が強いが、我が国の加工施設の認定システムが円滑に機能しないために外国の要求に十分こたえられない事例が発生している。(続く)

## 加工施設の認定が進まない 場合の地域経済への影響(2)

- また、我が国で水揚げされたサケは、対EU輸出向けに認定された加工施設がないために、中国に輸出され、フィレーに加工し、そのうちの約9割は欧米に輸出されており、加工による恩恵は中国の加工業者が享受している

## 対EU輸出水産食品に係る加工船の認定に係る問題事例(1)

- 1.チリ沖で周年操業している某会社の加工船は、船籍が東京都中央区の本社にあるため中央区役所(中央区保健所)に加工船の認定をとるために相談に行ったが、全く相手にされず、厚生労働省監視安全課、水産庁にも相談したが解決策はなく、廃船にする予定と聞いている。なお、加工船は、水産加工場と同じ扱いで認定が必要である。

## 対EU輸出水産食品取扱施設等の認定に係る問題事例(2)

1. サバを自動的に重量により選別・包装した後凍結する施設につき、A県は認定に至ったがB県では認定に至らなかった。B県の場合、県は2年間指導したが、その後2年間、県から連絡がないので、その理由を聞いたらHACCPプランができていないためとの返事があり、この加工業者は加工施設の認定取得を断念したと聞いている。

# 総合衛生管理製造過程承認制度 (いわゆるマル総)

- 食品衛生法第13条に基づく
- 平成8年創設、規制緩和の一環として実施
- 食品衛生法で製造基準のある6品目が対象
- 承認実績(施設数)
  - 乳(153)、乳製品(159)、食肉製品(64)、魚肉ねり製品(21)、容器包装詰加圧加熱殺菌食品(20)、清涼飲料水(115)、合計532施設
- **総合衛生管理製造過程承認制度の承認は厚生労働省で実施**

## 対EU輸出水産食品に係る加工場認定問題

1. 現行の「対EU輸出水産食品に係る水産加工施設認定」は139の地方自治体が実施
2. 認定に係る地方自治体からは、対EU輸出水産食品に係る加工施設認定業務は、輸出に係る事務で地方自治法の自治事務(地域の事務)には該当せず、国で実施すべきとの事務との要望がある。(地方自治体からの質疑・要望等→96B391E8・・・インターネットで確認、地方自治法第2条第2項、第245条の2)
3. 「総合衛生管理製造過程承認制度」の今後の動向・・・

.....

# 対EU輸出関連の登録市場はHACCPによる管理が必要

## 対EU輸出水産食品取扱施設(市場)登録申請書(注)

### 4.添付書類

#### (1)施設の構造・設備に関する資料

キ 冷蔵庫・冷凍庫の概要

ク 製造加工に使用するその他の設備・機械等の仕様書

#### (6)HACCPに関する資料

ア 標準作業手順

イ 危害分析(HA)に関する資料

ウ 重要管理点(CCP)決定に関する資料

エ 記録に関する資料

(注) 対EU輸出水産食品の取扱要領(平成25年5月) P102-103  
別紙様式 13 市場登録申請書様式

## 対EU輸出水産食品の取扱要領(市場関係)

### ・産地市場及び消費地市場の登録手続き(P7-P8)

#### ○書類審査及び現地調査(P8)

都道府県知事等は・・・指名食品衛生監視員に書類審査を行わせるとともに、・・・別添3のチェックリストにより施設の現地調査を行わせること。(加工施設認定でも施設調査は別添3のチェックリストにより実施する。P5)

#### ○別添3 チェックリスト(陸上で処理、加工等を行う施設の一般基準等)(P48-P57)

- |          |                    |                     |
|----------|--------------------|---------------------|
| 1 構造設備基準 | 2 運搬に関する基準         | 3 機器、廃棄物及び使用水に関する基準 |
| 4 衛生管理事項 | 5 産地市場及び消費地市場の個別基準 | 6 個別食品に関する基準        |

(注)(P7-P8) (P8) (P5) (P48-P57)は、対EU輸出水産食品の取扱要領のページ

## 市場登録には高いハードルが存在か(1)

### 別添3 チェックリスト(陸上で処理、加工等を行う施設 の一般基準等)(注)

#### 1 構造基準(区画)の一部

作業(原料受入、加工処理等)の段階(汚染度の段階)に応じ壁で仕切られた区画で行われ空気を經由した汚染が防止されているか。(構造基準は、加工施設と市場は同じ、EUが求めているのは、完全閉鎖型の市場か)

#### 5 産地市場及び消費地市場の個別基準(注)

##### ・保管施設

保留となった水産物の冷蔵保管のための施設可能な施設を備え、食用となった水産物の保管には別途施設できる施設を有しているか。

(注) 対EU輸出水産食品の取扱要領 P48～P57

# 市場登録の問題(1)

- 対EU輸出水産食品に係る**市場登録の実績はゼロである。**
- 我が国で認定済み「対EU輸出水産食品加工施設」で使用している原料は、「①輸入冷凍すり身、養殖魚などで市場を経由しないもの、②相対取り引きなどせり売りによらないもの」が使用されている。
- 我が国で流通する水産食品の原料の多くは、市場でせり売りされたものを使用しているため、市場登録が進まない対EU輸出水産食品の品目、輸出量は限定される。

## 市場登録の問題(2)

### 1.魚介類せり売営業(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業)

(食品衛生法施行規則第3条十五)

①我が国魚介類市場は、せり売りが基本であり  
せり売りの場合は、市場登録が必要

### ②市場登録が必要でない場合

- ・せり売りを行わない場合は市場登録は不要
- ・相対取り引き
- ・荷割(ホタテは、事前に各養殖業者に水揚げ量を割り当てる。)

## 市場登録問題(3)

- 我が国水産食品のEUへの円滑な輸出のためには、市場問題は避けて通れない問題である。
- 八戸市においては、閉鎖型の市場が完成し試運転をしていると聞いているが、建設には多額の資金が必要であり、市場の整備には予算面から限界がある。
- タイの場合は、相対での取り引きを行っており、市場登録は必要ない。(EUには陸揚げ場として登録)
- **現時点では、市場登録問題に関する全面的な解決策は、見出されていない。**

## 市場登録問題解決(案)

- 1・対EU輸出水産食品取扱施設(市場)登録申請書からEUの市場では、加工も行っており、我が国の市場と異なることが判明。
- 2・現行、申請書及び別添3チェックリストの内容を見直し、市場整備に不要と思われるものは、適用除外につき、国がEUと協議する。(八戸市の市場整備では、冷蔵庫を設置したが、全く使用していないと聞いている。)
- 3・市場で取り扱う魚介類はHACCPによる管理が必要であって、早急に対応する。
- 4・せり売り以外の方法を模索する

## 我が国における魚介類の衛生管理の現状と課題

- 我が国における腸炎ビブリオ食中毒患者数は、近年激減しており、我が国産地市場の魚介類の安全性は高いが、市場登録が進まないと対EU輸出水産食品の原料には使用できない。
- 腸炎ビブリオ食中毒患者数
- 平成10年(12,318人) → 平成23年(87人)
- $12,318 \div 87 \times 100 = 0.7\%$

産地市場における海水殺菌装置及び製氷施設の導入が減少要因(漁船、産地市場で安全な氷や海水を使用)

## 市場登録問題はすべての国に存在するのか

- EUに水産食品を輸出する国で、市場を経由し加工原料を入手している国は限られる。
- 米国、カナダ、インドネシアなど多くの国には産地市場は存在しない。
- 韓国は、水産加工品の原料には冷凍品を使用し、加工船から直接、加工場に搬入している。
- タイは、市場を経由しているが、相対での取り引きのため、陸揚げ場としてEUに登録。

## HACCPには戦略・戦術が必要

1. 我が国水産業の活性化のために、行政はどのようにHACCPを活用しようとしているのか疑問  
(諸外国では、HACCPに関する戦略・戦術があるのではないか。)
2. HACCPに関して長期的・短期的な目標などの設定
3. 水産食品の国内流通、輸出、輸入の観点からのHACCPの取組が必要
4. 行政等でHACCPに関係する者の人材育成
5. 国内外のHACCPの動向の把握と我が国行政への反映  
(多くの調査が行われたが、我が国の行政には、ほとんど反映されていない。)

## 最後に

我が国の人口は、少子化、高齢化とともに減少傾向にあり、このような状況も踏まえて、我が国水産業の活性化のためには、国内における消費拡大に加えて世界市場への水産食品の輸出拡大を図る必要があります。

EU-HACCPを取得した場合には、EUのホームページに掲載されEU以外からの引き合いもあり、輸出が拡大した加工場もあると聞いています。